

訪問看護サービス契約書

訪問看護ステーション
岡山リハ・ケアステーション

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護給付の対象となるサービスを提供します。
○訪問看護（サービス内容・別紙）

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
但し契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合、契約更新の意思を確認した後、6カ月間同一内容で更新されます。
なお、更新後の契約についても前項の但書が適用されます。

第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って必要となるサービスを提供します。「個別サービス計画」を作成した場合は、利用者に説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等について「看護計画」等の記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、「看護記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- 2 利用者が不当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除す

ることができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1：第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期限が満了したとき
- 2：第4条の事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 3：第5条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 4：第6条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 5：次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - (2) 利用者について要介護認定が受けられなかったとき
 - (3) 利用者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、損害賠償の保険にて賠償致します。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人の情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者にもらすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

事業者 岡山リハ・ケアステーション …… TEL (086) 254-6760
国民健康保険団体連合会 …… TEL (086) 223-9105
岡山市事業者指導課 訪問居宅事業者係 …… TEL (086) 212-1013
岡山市役所 介護保険課 …… TEL (086) 803-1240
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱をすることはありません。

第12条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令に趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

サービス内容説明書（訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション）

事業所が提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

- ・訪問看護のご利用日等は、サービス計画書に沿って提供いたします。
- ・このサービスの提供に当たっては、要支援状態、要介護状態においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し、適切なサービスを提供いたします。

2. 訪問看護計画

- ・当事業所では利用者様の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成いたします。
- ・この訪問看護計画は、居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成するものとします。
- ・作成については准看護師を除きます。

3. 利用料

- ・厚生大臣が定める訪問看護の基準に従い、利用者様の要介護度にかかわらず、実際に提供されるサービス内容やサービス量に着目して、提供時間数ごとに設定しています。
- ・ご利用になるサービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料（単位数×利用回数）×（1単位＝10.3円）の1割～3割をお支払いいただきます。
- ・毎月の利用料は、翌月10日頃に請求書を発行いたします。

訪問看護料金表【介護保険】(令和6年6月1日)

〈保険単位と基本利用料〉 地域区分単価 1単位=10.21 (7等地)

*負担額の計算方法…報酬単位 × 地域区分単価 (10.42) =A (小数点以下切り捨て)

A × 0.9 (1割負担の場合) =B (負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7をかけてください)

A - B =利用者負担額

《要介護》 1割または所得によって2割、3割負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 ((10割))	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1 (20分未満)	314 単位	3,205 円	321 円	641 円	962 円
訪問看護 I 2 (30分未満)	471 単位	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	823 単位	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1,128 単位	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円
※訪問看護 I 5 (1回20分)	294 単位	3,001 円	301 円	601 円	901 円

《要支援》 1割または所得によって2割、3割負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 ((10割))	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1 (20分未満)	303 単位	3,093 円	310 円	619 円	928 円
訪問看護 I 2 (30分未満)	451 単位	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	794 単位	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1,090 単位	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円
※訪問看護 I 5 (1回20分)	284 単位	2,925 円	293 円	585 円	878 円

【その他加算】

※①初回加算(I) 300単位/月…初回の訪問看護を提供した月に加算されます。

②初回加算(II) 350単位/月…新規に看護計画書を作成し、初回の訪問看護を提供した月に加算されます。(初回加算(I)を算定した場合は算定出来ない)

※退院時共同指導加算 600単位/月

初回の訪問看護を提供した月に加算されます。

重要事項説明書（訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション）

1 事業者の概要

- ・事業者番号 3360190072
- ・開設法人 医療法人 万成病院
- ・事業者名 訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション
- ・事業所所在地 岡山市北区谷万成1丁目6-5
- ・電話番号 (086) 254-6760 (直通)

2 事業の目的と運営方針

要介護状態、又は要支援状態にありかかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、介護保険法の趣旨に基づき、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

ステーションの看護師等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が持続できるように支援いたします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 職員の体制

- ・管理者 1名(常勤職員、看護師と兼務)
- ・看護師 3名以上
- ・作業療法士 1名(常勤職員で兼務)
- ・事務職員 1名(常勤職員で兼務)

4 営業日及び営業時間

- ・営業日 通常月曜日から土曜日
国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
ただし、利用者の状況によっては、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、祝日又は休日に訪問実施することがある。
- ・営業時間 月曜日から土曜日 8時30分から17時まで

5 訪問看護の内容

訪問看護の内容は次のとおりで、居宅サービスに沿って、訪問看護を提供します。

- ・病状、障害の観察
- ・認知症・精神科疾患患者の看護
- ・清拭、洗髪などによる清潔の保持
- ・服薬管理
- ・食事及び排泄の保持
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・褥創の予防
- ・その他医師の指示による医療処置
- ・リハビリテーション
- ・健康、介護その他の相談

6 利用料等

指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法廷代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とします。

運営の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を頂きます。但し、自動車を使用した場合は、実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり、100円を実費として計算します。

7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、岡山市(旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く)の区域とします。

8 緊急時における対応方法

看護師は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う等の措置を講じます。

看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、規定マニュアルに従い、適切に処理いたします。また、事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、岡山市に連絡し損害賠償を速やかに行います。

10 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ・ 虐待の防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	家本敦子
-------------	-----	------

- ・ 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・ 事業者は、訪問看護の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報いたします。
- ・ その他、規定マニュアルに従い、必要な措置を講じます。

11 身体的拘束等の適正化について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行ってはならないこと、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 衛生管理等について

- ・ 看護職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ・ 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ・ ステーションにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、感染委員会の結果を従業者に周知徹底を行います。
- ・ 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

13 業務継続計画の策定等について

感染症や非常時の発生等において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。

14 天災時の訪問看護について

地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などによりステーションの業務の履行が難

しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。

15 成年後見制度の活用支援

事業者は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

12 その他の重要事項

- ・従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。
- ・訪問看護に関わる利用者からの苦情に対し適切に対応します。
- ・交通事情などの都合で、サービス計画の時間通りに訪問出来ないことがありますのでご了承ください。

[相談・苦情窓口について] 相談・苦情に対する窓口として、担当者を設置しています。

担当者 管理者 家本 敦子

連絡先 TEL (086) 254-6760

受付時間 月曜日～土曜日 (午前9時～午後5時)

行政機関その他

●国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町 17-5

TEL 086-223-9101

fax 086-223-9105

受付時間 月曜日～金曜日 (午前8時30分～午後5時)

●岡山市事業者指導課 訪問居宅事業者係

岡山市北区大供3丁目 1-18

TEL 086-212-1012

fax 086-221-3010

受付時間 月曜日～金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)

●岡山市役所 介護保険課

岡山市北区鹿田町 1-1-1

TEL 086-803-1240

fax 086-803-1869

受付時間 月曜日～金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)

担当者が不在の場合は、基本的事項については看護スタッフの誰でも対応ができるようにすると共に、必ず担当者に引き継ぎ、改善・適正な処置を配慮いたします。

令和6年6月1日改定

重要事項、サービス内容の説明を本書面に基づいて

職員_____が説明いたしました。

令和 年 月 日

別紙のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

また、サービス利用に関しての、重要事項並びにサービスについての説明を受け、必要な情報提供を行うことに同意します。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

利用者との続柄（ ）

立会人

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って、事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

〔事業者〕

住所 岡山市北区谷万成1丁目6-5

訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション

電話（086）254-6760（直通）

氏名 _____ 印